

インターネット上の虚偽投稿について

いつも名古屋らーめん「藤一番」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、インターネット上の著名投稿サイト上の一
部投稿やSNS等において、当社があたかも反社会的勢力(いわゆる暴力団等)と関係を有しているかのような虚偽の情報が発信されております。

先般、虚偽の投稿につきまして裁判所に申立をした結果、

これは全くの事実無根の虚偽であり名誉を毀損し業務を妨害するものであるという主張を相当と認め、投稿サイトの管理会社に対して削除の決定(命令)が出ました。

藤一番は、第一号店の開店以来、お客様と、藤一番ののれんやメニューを大切にし、法令を遵守しながら健全な運営を行っております。

このような根拠のない虚偽情報の流布や誹謗中傷行為は、当社および関係者の名誉・信用を著しく損なう悪質な行為であり、断じて看過できるものではありません。

当社は現在、警察および弁護士等の専門機関と連携し、法的措置を含めた厳正な対応を進めております。

お客様ならびにお取引先の皆さまにおかれましては、当社があたかも反社会的勢力(いわゆる暴力団等)と関係を有しているかのような虚偽の情報に惑わされることのないようお願い申し上げるとともに、ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

引き続き、変わらぬご支援・ご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

株式会社アドバンス 代表取締役 白石美佳

仮処分決定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の令和7年(ヨ)第5507号 仮処分命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に金30万円の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主文

債務者は、別紙投稿記事目録記載の投稿記事を仮に削除せよ。

令和7年12月12日

東京地方裁判所民事第9部

裁判官 [REDACTED]